

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年7月15日
【発行者の名称】	株式会社軽自動車館 (KEIJIDOUSYAKAN. Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 章一
【本店の所在の場所】	北海道札幌市中央区北五条西六丁目2番2号 札幌センタービル11階
【電話番号】	011-200-0312 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 佐藤 哲康
【担当 J - A d v i s e r の名称】	宝印刷株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社軽自動車館 https://keijidousyakan.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討したうえで投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続きのマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期中	第29期中	第27期	第28期
会計期間	自 2024年 5 月 1 日 至 2024年10月31日	自 2025年11月 1 日 至 2026年 4 月30日	自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日	自 2025年 5 月 1 日 至 2025年10月31日
売上高 (千円)	2, 021, 618	2, 373, 239	4, 181, 175	2, 366, 270
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	3, 597	39, 447	△522	69, 480
中間 (当期) 純利益 又は当期純損失 (△) (千円)	1, 061	27, 072	△4, 161	50, 055
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	44, 012	44, 012	44, 012	44, 012
発行済株式総数 (株)	51, 600	51, 600	51, 600	51, 600
純資産額 (千円)	214, 670	286, 575	209, 447	259, 502
総資産額 (千円)	1, 492, 893	1, 566, 538	1, 501, 119	1, 525, 922
1 株当たり純資産額 (円)	4, 160. 28	5, 553. 79	4, 059. 06	5, 029. 13
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり中間 (当期) 純利益 又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	20. 57	524. 66	△80. 65	970. 07
潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14. 4	18. 3	14. 0	17. 0
自己資本利益率 (%)	0. 5	9. 9	△2. 0	21. 3
株価収益率 (倍)	155. 1	6. 1	—	3. 3
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△86, 299	16, 294	△97, 614	82, 059
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△4, 503	△716	△4, 777	△45
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	54, 430	△5, 542	73, 013	△51, 157
現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高 (千円)	95, 199	143, 084	102, 193	133, 049
従業員数 [他、平均臨時雇用人員] (名)	75 [45]	78 [42]	74 [44]	75 [42]

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため記載しておりません。

3. 第28期は、決算期変更により2025年 5 月 1 日から2025年10月31日までの 6 か月決算となっております。

4. 第28期は、決算期変更により中間財務諸表を作成しておりません。これにより、第28期 (中間) の主要な経営指標等の推移につきましては、記載しておりません。

5. 第27期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益につきましては、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、第27期 (中間)、第28期、第29期 (中間) の潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益につきましては、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

6. 第27期の株価収益率につきましては、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用人員は年間の平均人員を[]外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2026年4月30日現在			
従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
78[42]	44.3	5.7	4,444

- （注） 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用人員は年間の平均人員を[]外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、自動車販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当社は、2025年7月25日開催の第27回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、前事業年度より決算期を毎年4月30日から10月31日に変更いたしました。これにより、2025年10月期は2025年5月1日から2025年10月31日までの6か月決算となっております。比較対象となる2025年10月期中間期の財務諸表を作成していないため、前年同期との比較は行っておりません。

当中間会計期間（2025年11月1日から2026年4月30日まで）におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しやインバウンド需要の増加、企業収益の改善等を背景として、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、国際情勢において、米国とイランの対立が再び深刻化し、中東地域の安全保障環境が一段と不安定化しております。特に、ホルムズ海峡周辺における軍事的緊張の高まりは原油供給の途絶リスクを顕在化させ、国際原油市場において価格の急騰と高止まりを引き起こしており、世界的なエネルギーコストの上昇を通じて各国の経済活動に広範な影響が生じております。わが国においても、原油価格の上昇が燃料価格の高騰を通じて物流コストを押し上げ、企業収益にマイナスの影響が生じております。また、円安基調の継続により輸入物価が上昇し、エネルギー・原材料価格の高水準が維持される状況において、企業活動を取り巻くコスト環境は一段と厳しさを増しております。さらに、食料品や日用品の価格上昇により消費者の負担増が生じ、購買行動には慎重姿勢が強まっております。また、日本銀行がマイナス金利政策を解除したことにより、今後の金利動向が企業の資金調達や設備投資に与える影響が注視される状況となっており、先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような経済環境のなか、中古車販売業界におきましては、原油価格の高止まりを背景に燃費性能を重視する傾向が強まり、軽自動車等の実用車に対する需要が相対的に堅調に推移しております。また、物価高騰による消費者の負担増から価格志向が一段と明確になっております。2025年11月から2026年4月までの国内軽自動車中古販売台数は1,502,278台（前年同期比100.94%）と前年実績を上回る結果となりました。

当社におきましては、仕入コスト上昇分を販売価格に反映させる施策を講じるとともに、経費削減を推進することで収益の改善に取り組みしました。

以上の結果、売上高は2,373,239千円、営業利益は46,462千円、経常利益は39,447千円、中間純利益は27,072千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、143,084千円と前事業年度末に比べ10,034千円増加いたしました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、16,294千円となりました。これは、税引前中間純利益を39,447千円計上したこと、売上債権が25,013千円減少したこと、仕入債務が15,589千円増加したこと、棚卸資産が61,434千円増加したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、716千円となりました。これは、有形固定資産の取得により716千円支出したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、5,542千円となりました。これは、短期借入金が41,250千円減少したこと、長期借入金70,000千円を借入れたこと、長期借入金31,549千円を返済したこと、リース債務2,743千円を返済したことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は自動車販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 商品仕入実績

当中間会計期間の項目別仕入実績は次のとおりであります。

項目	仕入高(千円)
商品車	1,829,059
部用品	132,736
合計	1,961,796

(注) 当社は、2025年7月25日開催の第27回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、前事業年度より決算期を毎年4月30日から10月31日に変更いたしました。これにより、当中間会計期間（2025年11月1日から2026年4月30日まで）に対応する前中間会計期間がないため、前年同期との比較は行っておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の店舗別販売実績は次のとおりであります。

店舗	販売高(千円)
本社	72,328
札幌本店	220,500
新さっぽろ店	373,796
札幌東店	298,405
札幌清田店	216,603
北見店	127,794
旭川店	91,581
函館店	143,108
苫小牧店	284,872
帯広店	213,017
釧路店	161,954
せんだい店	169,274
合計	2,373,239

(注) 1. 本社の販売高は主に保険代理店収入であります。

2. 当社は、2025年7月25日開催の第27回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、前事業年度より決算期を毎年4月30日から10月31日に変更いたしました。これにより、当中間会計期間（2025年11月1日から2026年4月30日まで）に対応する前中間会計期間がないため、前年同期との比較は行っておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、当社株式の東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

（担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について）

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告なしでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合、（上場後1年間において債務超過の状態となつた場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなつたことを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

- (a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
当社が発行した手形等が不渡りとなり、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合
- ③ 破産手続、再生手続又は更生手続
当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。
- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥る恐れがあるとき等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥る恐れがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
 - c 当社が財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）
当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑯ 全部取得
当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑰ 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑱ 株式併合
当社が特定の者以外その株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲ 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑳ その他

前各号の他、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

この他、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、2025年7月25日開催の第27回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を4月30日から10月31日に変更いたしました。これにより、当中間会計期間（2025年11月1日から2026年4月30日まで）に対応する前中間会計期間がないため、経営成績の分析の前年同期との比較につきましては、記載しておりません。

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（1）財政状態の分析

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産は1,227,643千円となり、前事業年度末に比べ49,708千円の増加となりました。その主な要因は、棚卸資産が60,557千円増加したこと、現金及び預金が10,034千円増加したこと、売掛金が25,013千円減少したこと等によるものであります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産は338,894千円となり、前事業年度末に比べ9,092千円の減少となりました。その主な要因は、建物が4,128千円減少したこと、有形固定資産のその他が3,725千円減少したこと、投資その他の資産に含まれる繰延税金資産が1,952千円減少したこと等によるものであります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債は914,130千円となり、前事業年度末に比べ65,723千円の増加となりました。その主な要因は、1年内償還予定の社債が80,000千円増加したこと、前受金が28,757千円増加したこと、短期借入金が41,250千円減少したこと等によるものであります。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債は365,832千円となり、前事業年度末に比べ52,180千円の減少となりました。その主な要因は、長期借入金が28,035千円増加した一方で、1年内償還予定額80,000千円を流動負債に振り替えたこと等によるものであります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産は286,575千円となり、前事業年度末に比べ27,072千円の増加となりました。その要因は中間純利益の計上により利益剰余金が27,072千円増加したことによるものであります。

（2）キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2026年4月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年7月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	160,000	108,400	51,600	51,600	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	160,000	108,400	51,600	51,600	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年4月30日	—	51,600	—	44,012	—	—

(6) 【大株主の状況】

2026年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
阿部 章一	北海道札幌市厚別区	46,400	89.92
軽自動車館従業員持株会	北海道札幌市中央区北五条西六丁目2番2号	3,900	7.56
稲場 俊憲	北海道札幌市東区	600	1.16
近藤 充	北海道苫小牧市	200	0.39
海馬 英明	北海道札幌市北区	200	0.39
佐藤 利彌	北海道函館市	200	0.39
株式会社インサイト	北海道札幌市中央区北四条西三丁目1番地	100	0.19
計	—	51,600	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,600	516	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	51,600	—	—
総株主の議決権	—	516	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月
最高(円)	—	—	—	3,190	—	3,190
最低(円)	—	—	—	3,190	—	3,190

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2025年11月、12月及び2026年1月、3月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表後、当中間会計期間に係る発行者情報の公表日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、2025年7月25日開催の第27回定時株主総会において、定款一部変更を決議し、決算期を4月30日から10月31日に変更いたしました。これにより、前事業年度は2025年5月1日から2025年10月31日までの6か月決算となっております。比較対象となる2025年10月期中間期の財務諸表を作成していないため、前中間会計期間につきましては、記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年11月1日から2026年4月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人ハイビスカスの期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年10月31日)	当中間会計期間 (2026年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	133,049	143,084
売掛金	96,402	71,389
棚卸資産	※ 908,044	※ 968,602
前払費用	20,525	21,084
その他	19,911	23,482
流動資産合計	1,177,935	1,227,643
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	92,153	88,024
土地	120,761	120,761
その他(純額)	50,665	46,939
有形固定資産合計	263,580	255,725
無形固定資産	439	220
投資その他の資産	83,967	82,948
固定資産合計	347,986	338,894
資産合計	1,525,922	1,566,538

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年10月31日)	当中間会計期間 (2026年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	107,157	122,747
短期借入金	476,250	435,000
1年内償還予定の社債	—	80,000
1年内返済予定の長期借入金	60,108	70,524
リース債務	5,458	5,191
未払費用	41,489	39,126
未払法人税等	20,411	10,422
前受金	71,077	99,835
役員賞与引当金	—	636
賞与引当金	28,461	28,069
その他	37,993	22,577
流動負債合計	848,406	914,130
固定負債		
社債	130,000	50,000
長期借入金	223,292	251,327
リース債務	17,578	15,100
退職給付引当金	23,170	25,371
資産除去債務	21,397	21,458
その他	2,575	2,575
固定負債合計	418,012	365,832
負債合計	1,266,419	1,279,962
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,012	44,012
利益剰余金	215,490	242,563
株主資本合計	259,502	286,575
純資産合計	259,502	286,575
負債純資産合計	1,525,922	1,566,538

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年11月 1 日 至 2026年 4 月30日)
売上高	2, 373, 239
売上原価	1, 901, 267
売上総利益	471, 971
販売費及び一般管理費	※ 425, 509
営業利益	46, 462
営業外収益	
受取利息及び配当金	181
還付金収入	2, 127
その他	449
営業外収益合計	2, 758
営業外費用	
支払利息	8, 521
社債利息	260
支払保証料	992
営業外費用合計	9, 774
経常利益	39, 447
税引前中間純利益	39, 447
法人税、住民税及び事業税	10, 422
法人税等調整額	1, 952
法人税等合計	12, 374
中間純利益	27, 072

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	39,447
減価償却費	9,666
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	636
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△391
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,201
受取利息及び受取配当金	△181
還付金収入	△2,127
支払利息及び社債利息	8,781
支払保証料	992
売上債権の増減額 (△は増加)	25,013
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△61,434
仕入債務の増減額 (△は減少)	15,589
未払金の増減額 (△は減少)	4,736
前受金の増減額 (△は減少)	28,757
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△20,210
その他	△6,602
小計	44,873
利息及び配当金の受取額	181
還付金の受取額	2,127
利息及び保証料の支払額	△10,478
法人税等の支払額	△20,411
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,294
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△716
投資活動によるキャッシュ・フロー	△716
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△41,250
長期借入による収入	70,000
長期借入金の返済による支出	△31,549
リース債務の返済による支出	△2,743
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,542
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10,034
現金及び現金同等物の期首残高	133,049
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 143,084

(中間貸借対照表関係)

※ 棚卸資産の内訳

	前事業年度 (2025年10月31日)	当中間会計期間 (2026年4月30日)
商品	907,298千円	967,827千円
貯蔵品	746千円	774千円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
役員報酬	18,957千円
給料手当	152,044千円
賃借料	63,757千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
現金及び預金	143,084千円
現金及び現金同等物	143,084千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)

当社の事業セグメントは、自動車販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(金融商品関係)

当中間貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	店舗	当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
自動車 販売 事業	本社	72,328
	札幌本店	220,500
	新さっぽろ店	373,796
	札幌東店	298,405
	札幌清田店	216,603
	北見店	127,794
	旭川店	91,581
	函館店	143,108
	苫小牧店	284,872
	帯広店	213,017
	釧路店	161,954
	せんだい店	169,274
	小計	2,373,239
顧客との契約から生じる収益		2,373,239
その他の収益		—
外部顧客への売上高		2,373,239

(注) 本社の販売高は主に保険代理店収入であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
1株当たり中間純利益	524.66
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	27,072
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	27,072
普通株式の期中平均株式数(株)	51,600

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年7月15日

株式会社軽自動車館
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

北海道札幌市

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

北村 るみ子

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

青 藤 明 久

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3第の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社軽自動車館の2025年11月1日から2026年10月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2025年11月1日から2026年4月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社軽自動車館の2026年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上